

タイにおける税務の基礎知識 第4回

今回はタイ法人税法と租税条約についてご説明いたします。

租税条約とは、当該国と他の間における二重課税の排除を目的に締結された条約であり、正式には「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための〇〇国と〇〇国との間の条約」と呼ばれています。「〇〇国と〇〇国との間の条約」とあるように、個々の国と個別に締結されるものであり、基本的にはOECDモデル条約に準じていますが、各国の個別事情に応じて内容が異なる規定が定められるものです。今回は「日本国とタイ国との間の条約」に基づいて、日系企業が留意すべき租税上の取り扱いについて簡単に説明いたします。なお説明の便宜上、タイの税法については「国内法」、日本との租税条約については、「租税条約」として表記しております。

項 目	国 内 法	租 税 条 約
租税条約の対象となる租税の範囲と適用対象者	タイ国の所得税、石油所得税、日本における所得税、法人税 国内法はタイにおいて租税に関して納税義務を負うものすべてに対して適用される法律です。したがってタイ国の居住者、非居住者に関わらず適用されます。	なお租税条約第2条2項において、左記に記載した租税以外であっても、先と同一または実質的に類似するものについては適用がある旨定められています。租税条約は、一方または双方の居住者に対して適用されます。
源泉徴収における具体的な適用 (前提、いずれもタイから日本への支払い) 1. 利子の支払 2. 配当 3. 著作権等の使用料	左記の各項目における取扱いは次の通りとなります。 1. 利子の支払 15% 2. 配当の支払 10% 3. 著作権等の使用料の支払 15%	租税条約における取扱いは次の通りとなります。 1. 利子の支払 金融機関 10% その他 25%を超えない率 2. 配当の支払 産業的事業従事法人 15% その他 20% 3. 著作権等の使用料の支払 15%
専門家報酬と請負報酬の支払い 1. 専門家報酬: 歳入法40条(6)に定められており、タイ国外の法律によって設立された法人で、タイ国内で事業を営んでいない法人が専門家報酬を受け取る場合 2. 請負報酬: 請負契約に基づく業務の対価	1. 専門家報酬 15% 2. 請負報酬 3%(恒久的施設あり) 5%(恒久的施設なし)	1. 専門家報酬: 租税条約においては、当該専門家報酬を受け取る法人がタイ国内に恒久的施設を有しない場合には、タイにおいて課税はされません。 2. 請負報酬: 報酬の受領者である日本法人がタイ国内に恒久的施設を有しない場合には、タイにおいて課税されません。

上記の内、使用料、専門家報酬、請負報酬等については、その支払いの目的が明確になるように契約等を始め関連文書にて明確にしておかないと、所得区分に関して異なる解釈が存在した場合に、源泉徴収漏れの問題が生じるので注意が必要です。
また租税条約の適用に際しては、条項によっては所得の支払者を通じてタイ国税当局に対して租税条約の適用に関する届出書の提出が必要になります。各種所得の支払日より前にこの届出が提出されていない場合には、租税条約の適用が受けられない場合があるので注意してください。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。